

平成23年5月30日
関東経済産業局
関東東北産業保安監督部

ガス事業法違反に対する嚴重注意について

関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、株式会社ザ・トーカイに対し現地確認調査等を行い、同社がガス事業法に基づく事業の許可を受けずに、LPガスを導管により70戸以上に供給している事実を確認しました。

このため、本日（5月30日）、同社に対し嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するよう指示しました。

1. 経緯

(1) 関東経済産業局は、株式会社ザ・トーカイから茨城県ひたちなか市東石川ほかにおいて、LPガスを導管により各70戸以上へ供給する事実について、必要なガス事業法の許可を受けずに行っている懸念があるとの申し出を受けた。

(2) このため、関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は現地確認調査等を実施し、その結果、ガス事業法第37条の2に基づく事業の許可を受けずにガスを供給している事実を確認した。

2. ガス事業法第37条の2に基づく許可を受けずにガスを供給している事実が確認された地域

茨城県ひたちなか市東石川、栃木県宇都宮市御幸ヶ原、栃木県大田原市富士見
埼玉県和光市新倉、埼玉県和光市下新倉、埼玉県さいたま市南区、
東京都羽村市栄町、神奈川県相模原市中央区、神奈川県平塚市四之宮、
神奈川県川崎市麻生区、静岡県熱海市泉

3. 株式会社ザ・トーカイに対する指示

関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、本日（5月30日）、株式会社ザ・トーカイに対し文書により嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策について報告するよう指示した。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課

担当者：関根、篠原

電話：048-600-0414（直通）

(参 考)

株式会社ザ・トーカイの概要

代表者 代表取締役社長 西郷 正男

本 社 静岡県静岡市葵区常盤町2-6-8

簡易ガス事業 許可地点群及び許可地点数

関東経済産業局管内 65 地点群 15,562 地点

中部経済産業局管内 14 地点群 2,997 地点

(平成 23 年 3 月現在)

ガス事業法第 2 条 3 項

この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいう。

ガス事業法第 3 7 条の 2

簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。